

# 入札説明書

(長崎高等技術専門校 植栽管理業務)

長崎県立長崎高等技術専門校 植栽管理業務に係る入札公告に基づく入札等については、地方自治法施行令(昭和22年政令16号)、長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称 長崎高等技術専門校植栽管理業務
- (2) 履行期間 契約日から令和8年3月31日まで
- (3) 履行場所 長崎県立長崎高等技術専門校(長崎県西彼杵郡長与町高田郷 547-21)
- (4) 業務内容 長崎県立長崎高等技術専門校植栽管理業務仕様書(以下、「仕様書」という。)」のとおり
- (5) 入札日程等スケジュール

|  |  |
|--|--|
| 告示日・公告日  | 令和7年7月16日(水)   |
| 競争入札参加資格審査申請書の提出期限                             | 令和7年7月25日(金)17時まで  |
| 入札保証金納付申出書(現金納付希望)の提出期限                        | 令和7年7月25日(金)17時まで  |
| 入札保証金免除申請書(入札保証保険契約証書、契約内容を証明する契約書の写し等2件)の提出期限 | 令和7年7月25日(金)17時まで  |
| 資格審査結果通知                                       | 令和7年7月30日(水)までに通知する  |
| 入札保証金の納付期限                                     | 令和7年8月4日(月)15時まで   |
| 入札保証金納付届出書(現金納付済)の提出期限                         | 令和7年8月5日(火)15時まで   |
| 開札   | ・日時 令和7年8月6日(水)14時00分<br>・場所 長崎県立長崎高等技術専門校大会議室<br>・開札は、入札者又は代理人の立会いのもとで行う。 |
| (契約予定日)  | 令和7年8月8日(金)  |

## 2 入札参加資格及び参加条件

### (1) 入札参加資格

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

- ② 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ③ 長崎高等技術専門校植栽管理業務に関する令和7年7月16日付の競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- ④ この公告の日から3の入札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- ⑤ この公告の日から3の入札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかでない者。

(2) 入札参加条件

- ① 当該業務の「仕様書」の内容を契約に基づき確実に、かつ、直ちに履行できる者であること。
- ③ 当該業務の「仕様書」の内容の全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

### 3 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年8月6日(水) 14時
- (2) 場所 長崎県立長崎高等技術専門校 管理棟1階 大会議室

**【注意事項】**

入札当日が悪天候(暴風雨等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に7の部局に確認すること。

開札は、入札者又は代理人の立会いのもと行う。

### 4 入札の方法等

(1) 委任状の記載方法

代表者本人以外の者(代理人)が入札する場合は、代表者本人の委任状を入札日当日に必ず提出すること。

**【注意事項】**

- 委任状、委任事項は、様式第9号を用いて作成すること。
- 代理人の印鑑は、入札書に使用する印鑑と同一のものとする。

(2) 入札書の記載方法

- ① 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ② 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(消費税及び地方消費税を除いた金額)を入札書に記載すること。
- ③ 入札金額(首標数字)は、訂正することができないこと。
- ④ 入札書の提出後は、書き換え、引換え又は撤回することができないこと。
- ⑤ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が

必要であること。

- 代理人が入札する場合は、委任状に押印した印鑑と同一のものを使用すること。
- 入札書は封かんのうえ、封筒に会社名、業務の名称、商号又は名称(代理の場合、代理人の氏名)を記入して提出すること。
- 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印すること。
- 誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- 入札書の宛名は、長崎県立長崎高等技術専門校長 吉田 憲司あてとすること。
- 入札書は、様式第10号を用いて作成すること。

### (3) 入札の方法

- ① 電送及び郵送による入札は認めない。
- ② 最低制限価格は設定していない。
- ③ 入札回数は、3回を限度とする。
- ④ 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。

#### 【注意事項】

- 第1回目の開札の結果、落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行う。この間、開札場所からの退室及び本社等との協議はできないので注意すること。

なお、第3回目の開札でも落札者が決定しない場合は、最低価格を入札したものと見積協議を行う。よって、第3回目の入札及び見積額(記入用紙)まで準備しておくことが望ましい。

また、入札者が代理人である場合は、委任状(様式第9号)の提出が必要である。適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

- 2回目以降を辞退する場合でも入札終了まで退室できない。

### (4) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の①から⑦により無効となった者は、再度の入札に加わることができない。

- ① 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- ② 入札者が法令の規定に違反したとき。
- ③ 入札者が連合して入札したとき。
- ④ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- ⑤ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- ⑥ 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ⑦ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ⑧ 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- ⑨ 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- ⑩ 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき。

- ⑪ 誤字・脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- ⑫ 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- ⑬ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- ⑭ その他の入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(5) 落札者の決定方法

- ① 予定価格の制限範囲内であり、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ② 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ③ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- ④ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

- 第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、その場で再度、入札を行う予定である。
- 再度の入札に参加できる者は、開札に立ち会った入札参加者に限る。

## 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

- ① 見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)の100分の5以上の金額を令和7年8月4日(月)15時までに7の部局に納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に長崎県立長崎高等技術専門校長を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出したとき。

なお、「同規模」の判断は、見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

- a 3,000 万円以上
- b 3,000 万円未満1,000 万円以上
- c 1,000 万円未満

入札保証保険契約証書又は契約内容を証明する契約書の写し等2件を理由として入札保証金

の免除を申請する場合は、入札保証金免除申請書(様式第8号)に必要書類を添付して、令和7年7月25日(金)の17時までに持参又は郵送で7の部局に提出すること。

② 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

④ 入札保証金を現金で納付する場合は、事前に納付書を発行する。

現金納付を希望する場合は、令和7年7月25日(金)17時までに入札保証金納付申出書(様式第6号)を7の部局に提出すること。

また、入札保証金の納付期間は、令和7年8月1日(金) から令和7年8月4日(月)の15時までとする。

金融機関で納付後、入札保証金納付届出書(様式第7号)に領収書の写しを添付して、令和7年8月5日(火)の15時までに持参又はFAXで7の部局に提出すること。

なお、落札者とならなかった者が納付した入札保証金は、入札終了後に還付するが、還付には相当の日数を要するため、開札日当日の還付はできない。

#### 【注意事項】

● 入札保証保険期間の終期は、令和7年8月8日(金)(契約締結が見込まれる日)までとすること。

● 入札保証金の免除にかかる上記5(1)①イの書類は、入札日の前日から前々年度(令和5年度)までに締結した契約にかかる契約書の写しとする。

● 契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできない。

< 入札保証金の計算例 >

入札見積金額 5,000,000円(税抜き)

入札保証金 275,000円(=5,000,000円×1.1×0.05)

※ 入札保証金275,000円を納付した場合、5,000,000円を超える金額で入札することはできず、5,000,000円を超えた金額で入札した場合は無効となる。

#### (2) 契約保証金

① 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

② 契約金額(消費税及び地方消費税込額)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に長崎県立長崎高等技術専門校長を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出したとき。

なお、「同規模」の判断は、契約金額に応じて次の区分で提出すること。

a 3,000 万円以上

b 3,000 万円未満1,000 万円以上

c 1,000 万円未満

- ③ 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。
- ④ 契約保証金の免除手続きは、契約保証金免除申請書(様式第11号)に必要書類を添付して、7の部局に提出すること。

**【注意事項】**

- 契約保証金の免除にかかる上記5(2)②イの書類は、入札日の前日から前々年度(令和5年度)までに履行完了した契約であり、履行完了実績を証明する書類とは、履行証明書や業務完了確認通知書である。なお、本県との契約履行実績であれば、契約書の写し及び公金支出情報(当該契約書に関する全ての支出情報)を提出することにより完成払が確認できれば、その方法も可能とする。

## 6 契約書の作成等

- (1) 落札通知を受けた日から5日(県の休日を除く)以内に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。
- (2) その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めによる。

## 7 当該契約事務に関する担当部局

[住所] 〒851-2127 長崎県西彼杵郡長与町高田郷547-21

[名称] 長崎県立長崎高等技術専門学校 総務課

[電話] 095-887-5671

[FAX] 095-813-5676

## 8 入札資格審査を得るための申請方法等

- (1) 申請の時期は、この入札に関する告示の日から令和7年7月25日(金)17時までの間(県の休日を除く)

- (2) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

[住所] 〒851-2127 長崎県西彼杵郡長与町高田郷547-21

[名称] 長崎県立長崎高等技術専門学校 総務課

[電話] 095-887-5671

[FAX] 095-813-5676

[ホームページURL] <https://www.pref.nagasaki.jp/section/na-kogi/index.html>